平成２４年（フ）第５０４号
北海道旭川市神居１条７丁目２番16号　川端マンション２号室
債務者　今野はつ子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
長崎県島原市北門町103番地６　アネックス北門イーストコート201、前住所長崎県島原市有明町湯江丁13番地73
債務者　石見　正樹
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大﨑　幸宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
札幌市西区発寒５条２丁目３番８―407号
債務者　遠藤　信子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮永　尊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
静岡市葵区南沼上１丁目５番１―10Ｆ号、旧住所静岡市葵区城東町35番18号
債務者　原　　英輔
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８号
静岡市葵区南沼上１丁目５番１―10Ｆ号、旧住所静岡市葵区城東町35番18号
債務者　原　まりえ
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２９１号
函館市陣川２丁目13番１号
債務者　崎浜　良子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４６号
函館市神山１丁目22番23号
債務者　秩父　正幸
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５１号
函館市梁川町11番13―403号
債務者　能登　絵理（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１８５５号
さいたま市北区宮原町３丁目822番地５　ヴィラ・アサノ宮原205号室
債務者　花村　隆男
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
埼玉県川口市金山町３番３―606号　ライオンズマンション川口第10
債務者　鶴見進太郎
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
埼玉県川口市弥平１丁目13番16号　ルシュドメゾン202号
債務者　小安由美子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９４号
埼玉県蕨市北町４丁目３番11号　ウイーブ北町506号
債務者　坂本　聖太
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
埼玉県北本市中央３丁目２番地　満寿美マンション302
債務者　渡邉　匡昭
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
さいたま市北区日進町２丁目1651番地１　第13大宮ハイツ202
債務者　仁井　朱美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
さいたま市北区今羽町56番地６　アルル大宮101
債務者　竹之下しずこ
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
さいたま市岩槻区東町１丁目７番47―102号
債務者　佐々木包美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
埼玉県入間市東町１丁目９番25号　シティハイム・イソノＡ―201、前住所埼玉県飯能市大字赤沢343番地１
債務者　加治　　茂
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部